

第8章 安全環境部

1. 市民組織への助成
2. 市民相談
3. 防 犯
4. 路上喫煙の防止
5. 消費生活
6. 総合防災
7. 交通安全
8. 公害防止
9. 地球環境
10. ごみ処理
11. し尿処理

安全環境部

1. 市民組織への助成

市民組織（区、自治会等）は、親睦事業、福祉活動、環境美化活動や防災・防犯活動等を通して、住民同士が協力しあって、地域を住みよくするために結成された地域団体です。

平成28年4月1日現在、252の市民組織があります。

市では、市民組織へ次の補助金を交付し、活動を支援しています。

(1) 市民組織補助金

市民組織の健全な育成及び地域社会づくりのための活動を行う事業に対し助成。

1世帯につき300円（年額）

(2) 集会施設設置・増改築・修繕事業補助金

集会施設の用地取得・新築(購入)・増改築・修繕事業に対し助成。

補助事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
用地取得事業	用地の取得に要する費用	補助対象経費に10分の5を乗じて得た額（ただし、10円未満の端数は切り捨てる。）	10,000,000円
設置事業	建物の建築又は既存建物の取得に要する費用		
増改築事業	集会施設の増築又は改築に要する経費		
修繕事業	基礎、土台、柱、はり、外壁、屋根、階段又は給排水設備等主に集会施設の存立に必要な不可欠な部分の修繕費用		2,500,000円

(3) 集会施設管理運営補助金

集会施設の管理運営事業に対し助成。

前年度の電気料金×5/10（10円未満の端数は切り捨て）

(4) その他の補助金

(1)から(3)のほかに、市民組織の連合体である八千代市自治会連合会や、市民組織の長及び防犯指導員で構成する八千代市防犯組合連合会へも補助金を交付し、活動を支援しています。

2. 市民相談

市民から寄せられる生活上の諸問題に応ずるため「市民相談」を実施しています。

市民相談業務状況

区 分 \ 年 度	25	26	27
行 政 相 談	3 件	15 件	21 件
法 律 相 談	803	852	783
交 通 事 故 相 談	73	57	47
登 記 ・ 測 量 相 談	78	75	62
税 務 相 談	94	97	93
宅 地 建 物 相 談	26	23	26
行 政 書 士 相 談	34	43	25
合 計	1,111	1,162	1,057

3. 防 犯

市では、地域住民、自治会、警察及び防犯組合連合会と緊密に連携を取りながら、防犯活動に取り組むとともに、防犯灯の整備・充実に努めています。

(1) 防犯に関する情報の提供

防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発を図るため、電子メール配信、市広報紙及びホームページにより、犯罪発生情報及び不審者情報等の迅速な提供を行っています。

(2) 自主防犯組織への支援

自治会等が結成する自主防犯組織に対するパトロール用物資の貸出し等による支援を実施しています。

(3) 防犯灯の設置及び維持管理

市内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行っています。

(4) 防犯カメラの設置及び維持管理

ひったくり等の犯罪発生防止と早期の犯人検挙を目的として、防犯カメラの設置及び維持管理を行っています。

4. 路上喫煙の防止

平成22年1月から「八千代市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例により、市民等は、市内のすべての道路などで、歩行している間または自転車に乗車している間は、路上喫煙をしないよう努めなければならないとされています。また、同年7月1日からは勝田台駅周辺、平成23年7月1日からは八千代緑が丘駅周辺、平成25年10月からは八千代台駅周辺及び八千代中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。路上喫煙禁止区域で喫煙した場合は2,000円の過料が科されます。

5. 消費生活

消費生活センター

消費生活センターは消費生活全般にわたる問題を取り扱っていますが、賢い消費者の育成を図ることを目的とし、昭和52年6月1日に開設し、次のとおり消費者保護事業、消費者啓発事業を進めています。

(1) 消費者保護事業

① 消費生活苦情相談

消費者、事業者との間の取引において生じた苦情相談の適切な処理に努め、また消費者に情報等を提供、消費者の利益の擁護及び増進に努めています。

○苦情相談件数

年度	分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	他の商品	商品関連役務	役務	他の相談	合計
25		81	46	10	43	26	96	21	37	55	141	557	56	1,169
26		56	53	11	45	35	98	19	41	67	135	555	64	1,179
27		56	54	6	35	30	92	27	40	54	123	589	66	1,172

② 消費生活モニター制度

委嘱したモニターによる意見の聴取及び情報の収集を行っています。

○小売価格調査

○アンケートの回答

○消費者教室への出席

③ 一般小売店への立入検査

商品の安全性の確保や買物の目安となる表示の有無などを確認しています。

○消費生活用製品安全法に基づく立入検査

○家庭用品品質表示法に基づく立入検査

○電気用品安全法に基づく立入検査

○ガス事業法に基づく立入検査

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

④ 食品等の放射性物質検査

消費者庁から貸与を受けた放射性物質検査機器を使って市民が持ち込んだ食品等及び給食食材の検査を実施しています。

○家庭菜園などで採取した野菜、飲料水、流通品など

○学校、保育園等の給食食材

(2) 消費者啓発事業

① 消費者教室等

市民を対象に消費生活に関する必要な知識を習得して、賢い消費者を育成するため、消費者教室及び消費者問題出前講座等を開催しています。

② 資料の展示、情報の提供

消費生活の参考となる資料の展示。また各種パンフレットを配布して情報を提供しています。

6. 総合防災

(1) 防災体制

本市では、災害対策基本法第42条の規定により、「八千代市地域防災計画」を定め、地震、台風、その他の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するために総合的かつ計画的な防災体制の整備推進を図っています。

(2) 自主防災組織の育成・強化

① 災害時の被害の軽減を図るための初期消火、応急救護、避難等の防災活動を行うべく市民が自主的に結成した防災組織に対し、防災資機材の購入及び活動に要する経費の補助等を行い、自主防災組織の育成・強化に努めています。

補助事業名	内容
八千代市自主防災組織補助金 活動費	<p>自主防災組織に、組織の活動を奨励するための経費として、毎年交付します。</p> <p>1. 新規に結成した自主防災組織 75,000円+(世帯数×1,000円)【限度額30万円】</p> <p>2. 次年度以降 ア. 25世帯まで10,000円 イ. 25世帯を超えるとき 10,000円+200円×(世帯数-25)【限度額5万円】</p>
八千代市 消火器薬剤の無償詰め替え	<p>自主防災組織が消火訓練及び初期消火活動に使用した消火器について、無償詰め替えをします。</p> <p>1. 火災の初期消火活動に使用した消火器(消防の証明が必要、本数の制限なし)</p> <p>2. 総合防災課又は消防の指導下の消火訓練に使用した消火器(年度内1回、10本を限度)</p>

② 市民の自主防災組織の結成促進と防災知識の普及のために、各種行事やパンフレットの配布等を通して、自主防災組織の重要性を呼びかけています。

③ 自主防災組織のリーダー等の養成のために、研修会を実施しています。

(3) 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を実施しています。

(4) 情報伝達体制の整備

① 防災行政用無線整備（固定系・移動系）

災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達の確立の必要性から防災行政用無線、防災ラジオ(防災行政無線受信機能付ラジオ)及びデジタルMCA無線(移動系)の整備を実施しています。

a 固定系

親局（無線操作卓）からの放送は、市内各所に設置された子局（屋外拡声装置）及び公共施設等に設置された戸別受信機（屋内受信機）を通じて災害時には、市民を避難させたり災害情報を伝達するとともに平常時には、行政事務の周知連絡に運用します。

また、土砂災害警戒区域に住所を有する世帯及び大雨による浸水被害を受けた世帯に対して、防災ラジオを貸与すると共に、自主防災組織及び自治会に対して、防災ラジオの配布を実施しました。

整備状況（平成28年3月31日現在）

種別	整備基数
親局	1
遠隔制御機	1
子局	120
戸別受信機	123
防災ラジオ	1,009

b 移動系

基地局・半固定局・携帯型無線局との間で、災害時の情報収集・応急対策の指示・伝達又は、平常時の行政事務連絡に運用します。

整備状況（平成28年3月31日現在）

種別	整備基数
基地局	1
半固定局	7
携帯型無線局	126

② 防災情報のメール配信

防災情報の伝達方法の多様化を図るため、携帯電話等へ防災情報のメール配信を行っています。

また、メール配信と併せて、緊急速報メール及びツイッターへの配信を行っています。

③ 自動電話応答装置の整備

固定系子局から放送された内容を自動で録音し、専用電話番号で応答することにより、情報伝達体制の確保を図っています。

(5) 災害対策施設等整備

① 防災倉庫及び災害用井戸の整備

市役所及び避難所等となる市立小・中学校全校に設置している防災倉庫に、非常用食糧、生活必需品、その他の災害対策用資機材の分散整備を行っています。

また、生命維持の上から最低限必要な飲料水及び生活用水の確保を図るため、災害用井戸も併せて設置し、交通途絶時にも円滑な救援活動が図れるような体制を確立します。

② 避難誘導體制の整備

「避難場所」としての周知を図るため、避難場所まで誘導する看板や避難場所標識柱、夜間の停電時にも自発光にて対応できる照明付避難場所標識柱を避難場所の敷地の出入口付近等に設置しています。

(6) 災害時における支援体制の整備

災害時に積極的な協力が得られるよう、防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公益的団体や重要な施設の管理者（市内各団体・事業所）との協定締結を促進します。

7. 交通安全

市民の安全を確保するための各種交通安全施設の整備推進と、交通事故を防止するための交通安全指導を行い、交通安全意識の高揚と普及を図っています。

また、放置自転車等対策として自転車及び自動二輪車駐車を整備し、駐車指導や誘導を行っています。

(1) 交通事故発生状況

年	区分	発生件数	死者数	傷者数
25		606	3	737
26		533	0	650
27		445	6	514

(2) 交通安全対策

① 市営駐車場

名称	八千代市営八千代台駐車場（自動二輪車駐車場）
位置	八千代市八千代台北1丁目15番地4
開設年月日	平成26年4月1日
収容台数	7台

② 自転車駐車場

平成28年3月31日現在

自転車駐車場	区分	収容台数		
		定期利用	一時利用	計
市内26箇所	自転車	12,939	2,978	15,917
	バイク	1,273	177	1,450
計		14,212	3,155	17,367

(3) 交通安全教育

交通安全教室実施状況

年 度 対象別	25		26		27	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
幼児	58 回	6,459人	59 回	6,186人	54 回	5,238人
小・中学生	91 回	12,455人	95 回	12,495人	103 回	14,079人
高齢者	27 回	706人	23 回	632人	19 回	488人
一般・母親	18 回	296人	16 回	479人	44 回	1,086人
合計	194 回	19,916人	193 回	19,792人	220 回	20,891人

8. 公害防止

公害を防止し、市民の快適な生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動などの調査のほか、公害苦情の処理、パトロール、事業者への指導を実施しています。

○ 主要事業

① 監視体制

区 分	事 業 内 容
大 気 汚 染	大気常時監視（2箇所の測定局）、空間放射線量測定
水 質 汚 濁	河川・排水路水質調査、事業場排水調査
地 下 水 汚 染	井戸水の水質調査
騒 音 ・ 振 動	自動車騒音及び道路交通振動調査、自動車騒音常時監視
悪 臭	事業場臭気指数調査
地 盤 沈 下	地盤沈下観測、地下水揚水量調査
土 壌 汚 染	表層ガス調査、土壌調査

② 公害苦情件数

区分 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
25	10件	5件	32件	6件	65件	0件	0件	1件	119件
26	8件	8件	33件	9件	49件	0件	0件	1件	108件
27	3件	3件	16件	8件	60件	0件	0件	0件	90件

③ 測定局

区 分	概 要
大気常時監視測定局	米本測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、気象） 勝田台測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、酸性雨、気象）

④ 地下水汚染物質除去施設

区 分	概 要
地下水汚染物質除去施設	充填塔気液接触装置（1箇所）、活性炭ろ過装置（13基） 湧水多段式ばっ気装置（1箇所）、宙水単層ばっ気装置（1箇所） 循環ばっ気装置（1基）、地下空気汚染除去装置（1基）

9. 地球環境

(1) 地球環境の保全

地球温暖化の防止など、地球環境を保全する施策に取り組んでいます。

① 八千代市率先実行計画の推進

八千代市役所から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るため、平成13年度から「地球温暖化防止に向けた八千代市率先実行計画」を策定し、実践しています。

なお、対象施設は、市役所本庁舎、教育委員会庁舎、小・中学校等、全ての市関連施設(指定管理者制度導入施設も含む)124ヶ所です。

エネルギー等使用量調査結果(平成26年度分)

()内は、指定管理を除いた値。

項 目	基準年実績 平成21年度	目標数値		実績				
		平成27年度	削減率	平成26年度		増減率		
電 気 使 用 量 kWh	36,543,962	35,813,083	2%	32,755,248	(29,162,691)	6.7% ↑	(3.1% ↓)	
電気使用量(P P S※1) kWh	-	-	-	6,243,919	(6,243,919)	-	(-)	
燃 料	ガ ソ リ ン ℓ	102,210	99,144	3%	123,580	(112,968)	20.9% ↑	(10.5% ↑)
	灯 油 ℓ	51,335	49,282	4%	54,478	(51,236)	6.1% ↑	(0.2% ↓)
	軽 油 ℓ	53,583	51,976	3%	55,341	(54,256)	3.3% ↑	(1.3% ↑)
	A 重 油 ℓ	284,750	270,513	5%	222,209	(222,209)	22.0% ↓	(22.0% ↓)
	L P G m ³	9,367	9,180	2%	8,852	(8,642)	5.5% ↓	(7.7% ↓)
	都 市 ガ ス m ³	432,074	423,433	2%	1,151,869	(556,405)	166.6% ↑	(28.8% ↑)
一般廃棄物焼却量 t	47,507	44,532	6%	45,212	(45,212)	4.8% ↓	(4.8% ↓)	
水 道 使 用 量 m ³	498,273	483,325	3%	618,924	(476,610)	24.2% ↑	(4.3% ↓)	
コピー用紙使用量 枚	23,970,286	23,730,583	1%	27,599,029	(27,428,029)	15.1% ↑	(14.4% ↑)	
廃棄物量(庁舎関係) kg	730,670	621,070	15%	839,117	(834,840)	14.8% ↑	(14.3% ↑)	

※1 平成25年度より、本庁舎及び小・中学校等において、特定規模電気事業者(P P S)と契約をし、全体の電気使用量の約2割はP P Sより購入した電気です。

② 「エコアクション21」の取り組み

「地球温暖化防止に向けた八千代市率先実行計画」を補完するとともに、その他の環境施策を積極的、効果的に推進するため、平成21年3月30日、環境省が推奨する環境マネジメントシステムの認証・登録制度である「エコアクション21」を取得しました。また、平成25年3月30日に2回目の認証を取得し、平成27年3月30日に3回目の認証・登録をしました。

【主な取組項目】

(1) 自らの環境負荷を低減させる取り組み

- ① 電力・燃料の消費及びごみ焼却等に伴う二酸化炭素等温室効果ガス排出量の削減
- ② 廃棄物の削減のため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
- ③ 水資源の節減
- ④ グリーン購入の推進
- ⑤ 新エネルギーの導入・利用と省エネルギー活動の推進
- ⑥ 企画・設計段階における、①～⑤の優先した取り組み

(2) 地域の環境保全・創造に向けた取り組み

- ① 3Rの視点から、循環型社会の構築を目指す
- ② 谷津・里山や生物多様性の保全推進
- ③ 環境学習の推進

(2) 生物多様性の保全

① ほたるの里づくり

米本の「ほたるの里」において、ヘイケボタルの生息する環境づくりを行う中で自然を大切に作る人の輪を広げようと、平成10年度に発足した「八千代市ほたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民、事業者、行政によるグラウンドワーク方式で進めています。

② 谷津・里山保全

市内の貴重な自然環境である谷津・里山を保全するため、平成22年度に「八千代市谷津・里山保全計画」を策定し、谷津・里山を保全するための担い手の育成として、里山整備ボランティア人材育成講座（里山楽校）を開催する等、推進しています。また、自然観察会、谷津・里山作品展、シンポジウムなど、市民の方に関心を持っていただく取り組みを進めています。

③ 在来生物の保全

県内で唯一島田谷津に群生しているヤマトミクリをはじめとした、在来生物の保全活動を推進しています。また、生態系を壊す特定外来生物（ナガエツルノゲイトウやカミツキガメ等）や有害鳥獣（ハクビシン等）の防除の取り組みを推進しています。

(3) 環境学習の推進

地球環境や地域環境の保全のためには、一人ひとりが環境の状況を学び、実践していくことが大切です。このため、子ども環境教室、企画展、環境講座などの環境学習を進めています。

(4) 環境保全体制

環境保全協定	市内22事業場と締結し、公害の未然防止と良好な生活環境の確保を目指します。このほか、2事業場と公害防止協定を締結しています。
公害対策本部	公害問題に対処する体制の確立を図り、その対策を推進します。
環境審議会	環境保全計画に関する事、環境の保全に関する基本的事項について調査・審議します。
環境問題連絡会議	環境問題に係る方針及び対策に関する事項を検討しています。
広域的環境保全組織	習志野市・八千代市環境保全連絡会議、印旛沼水質保全協議会、(公財)印旛沼環境基金、印旛沼流域水循環健全化会議

10. ごみ処理

昭和32年7月より八千代町直営事業として塵芥処理開始、昭和45年より分別収集を行い、昭和46年より一部収集委託を実施しました。昭和52年6月より資源回収運動開始、昭和63年8月より、可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の収集とし、平成10年1月より新たに資源物(ビン・缶類、紙・布類)を分別し、5分別収集を実施し、不燃ごみ月1回、有害ごみ月1回の収集に変更しました。平成12年7月より可燃、不燃・有害ごみについて指定ごみ袋制度を導入し、あわせて資源物にペットボトルと紙パックを加え定期収集を実施しています。平成17年7月には、粗大ごみ処理の有料化の導入、また平成23年7月には、清掃センターにおいて廃食油の受入れを開始、平成24年8月には廃食油の拠点回収を開始し、これらの施策により、ごみの減量化・リサイクルの推進を図っています。

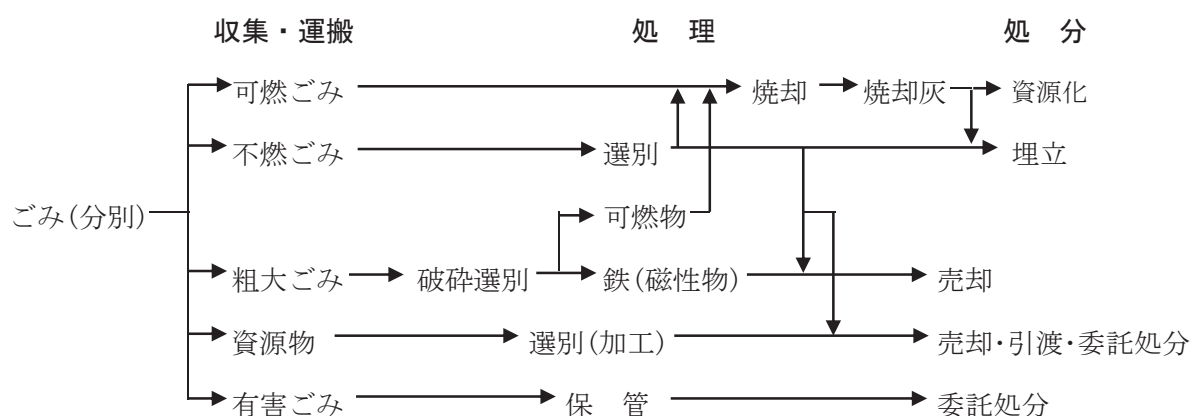
(1) ごみ処理の流れ

市内全域を収集区域とし、分別収集した可燃ごみは焼却処理され、不燃ごみは手選別により、可燃物、不燃物、再資源化可能なものに分別してそれぞれ処分され、資源物は選別(加工)され売却・引渡・委託処分をしています。

粗大ごみは、リクエスト方式により収集し、粗大ごみ処理施設で可燃物、磁性物の2種類に破碎・選別されます。

有害ごみ(廃乾電池・廃蛍光管)は、ドラム缶に密閉保管の上、委託処分を行っています。

廃食油は、ドラム缶に密閉保管の上、売却を行っています。



(2) ごみ処理状況

(単位：t)

区分 年度	総排出量	処 理 内 容						1 日 当たり 排出量
		可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物	ボランティア	
25	55,294	45,342	934	67	1,505	7,402	44	151
26	54,701	45,212	877	65	1,298	7,202	47	150
27	54,838	45,933	885	65	1,018	6,882	53	150

※ボランティアには不法投棄物を含む。

(3) 集団回収

市に登録した自治会、PTA、子供会などが、集めた資源物を再利用のために資源回収業者に売却することで活動費の一部とする集団回収事業を推進しています。平成28年3月末日現在で89団体の登録があり、回収量1kgにつき4円の奨励金を交付しています。また、資源回収業者に対しても回収量1kgにつき4円の協力金を交付しています。

集団回収量

(単位：t)

区分 年度	可 燃 物					不 燃 物			合 計
	新 聞	雑 誌	ダンボール	繊維類	計	金属類	ビ ン	計	
25	1,109	570	458	129	2,266	13	0	13	2,279
26	1,017	550	448	122	2,137	13	0	13	2,150
27	979	555	461	124	2,119	15	0	15	2,134

(4) 人員配置及び収集車両台数 (平成27年4月1日現在)

- ① 人 員 43名(うち再任用7名) うち再任用人数
- | | | | |
|--|------------|-------|---------|
| | 清掃センター 副主幹 | 業務管理班 | 23名 (3) |
| | 所長1名 | 3名 | 8名 (3) |
| | | 最終処分班 | 8名 (1) |
- ② 収集車両
- | | | | |
|-----------|----|------|--|
| 2t平ボディ車 | 4台 | | |
| 2tプレスローダー | 4台 | | |
| 2tダンプ | 3台 | 計13台 | |
| 軽トラック | 2台 | | |

(5) 委託・許可業者

① 委託業者 2組合

業 者 名	委託車両台数(台)	所 在 地
八千代清掃事業協同組合	34	上高野 1384-7
八千代資源回収事業協同組合	9	大和田新田 640-1
計	43	

② 許可業者

平成27年4月1日現在

収集運搬業 20社, 処分業 4社, 浄化槽清掃業 10社

※ 事業者は、事業所から出たごみ(一般廃棄物)については、自ら責任をもって処理しなければならず、自ら運搬処分するか、又は廃棄物の収集、運搬等の許可を受けた者に委託し、処分しなければなりません。

(6) 処理手数料

① 事業所（自己搬入）

手数料の額は、10kgにつき210円に消費税相当額を上乗せした額とし、その額の10円未満の端数は切捨て。なお、10kgに満たないときは210円に消費税相当額を上乗せした額。

（平成28年4月1日より実施。）

② 一般家庭

し尿、動物の死体 以外の家庭廃棄物 (乾電池及び枝木を除く)	指定ごみ袋	100用 1枚につき	8円50銭
		200用 1枚につき	12円
		300用 1枚につき	18円
		400用 1枚につき	24円

有料指定ごみ袋制度は、平成12年7月1日(100用は平成23年8月)より実施。

粗大ごみ	市長の指定する場所へ 搬入するとき	規則で定める品目別に 150円又は300円
	収集、運搬及び処分 するとき	規則で定める品目別に 300円又は600円

粗大ごみの有料化は、平成17年7月1日より実施。

③ 動物死体

自己搬入 1,010円/体
収集運搬処分 2,030円/体

(7) ごみ処理施設

① 焼却炉

・清掃センター焼却炉概要

区 分		3号炉	1・2号炉
竣 工		平成13年3月	平成14年10月(改修)
炉 形 式		全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式流動床炉
焼 却 能 力		100 t / 24 h × 1基	60 t / 24 h × 2基
貯 留 ピ ッ ト		2,000m ³	1,500m ³
通 風		押込送風機・誘引送風機	押込送風機・誘引送風機
排 ガ ス 処 理 設 備	集 塵 装 置	ろ過式集塵器	ろ過式集塵器
	有害ガス除去装置	乾式消石灰吹込装置 活性炭吹込装置 高温無触媒還元装置 活性炭吸着塔	乾式消石灰吹込装置 活性炭吹込装置
助 燃 剤		A重油	A重油
煙 突		高さ 59m	高さ 55m
余 熱 利 用		場内給湯・温水プールへの熱供給	

② 粗大ごみ処理施設

竣 工	昭和57年10月
能 力	50 t / 5 h / 日
破 碎 機 型 式	S H-4 / 150型シュレツダ
破 碎 方 法	横型回転式衝撃破碎
投 入 口 有 効 寸 法	1,000mm高×1,500mm巾
破 碎 寸 法	150mm以下
選 別 方 法	磁性物：電磁式吊下型磁選機
	非磁性物：風力選別機、回転ふるい

(8) 最終処分場

① 最終処分場の概要

所在地 八千代市上高野 1010-1
 埋立開始 平成7年11月（平成22年4月より再開）
 面積 12,300m²

区 分	3 次
面 積 (容 積)	12,300m ² (141,000m ³)
整 備 年 度	平成4～5年度(平成18～21年度改修)
使 用 重 機	ホイールローダ1台、バックホウ3台、フォークリフト3台

② 浸出水処理施設

竣 工	平成6年3月
処 理 能 力	80m ³ / 日
処 理 方 法	凝集沈澱、回転円板生物処理、砂濾過、活性炭吸着、滅菌処理
脱 水 機	遠心脱水機

(9) ポイ捨て防止に関する条例

ポイ捨てを防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とし、平成10年7月1日から施行しています。特に新川全域を環境美化重点区域として指定し、パトロール・啓発活動を行い、ポイ捨て防止に努めています。

また、幼少期からの教育・啓発が重要と考え、小学生（4年生～6年生）を対象にポイ捨て防止ポスターの募集を行い、市内の大型商業施設等で展示を行っています。

(10) 不法投棄防止条例

市民と事業者、行政が一体となって、年々増加し悪質化する不法投棄の早期発見と防止に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保する目的で平成14年10月1日に施行しました。

- ① 市民による監視体制
- ② 不法投棄現場への立入調査権
- ③ 不法投棄の原状回復命令
- ④ 報償金支給制度

(1) 不法投棄対策

不法投棄連絡員の委嘱、不法投棄監視装置の設置、不法投棄受付専用電話の設置、横断幕・懸垂幕の設置、不法投棄物の撤去・指導、不法投棄防止看板の設置、不法投棄パトロール車の配置により、不法投棄対策の強化を図っています。特に平成24年3月からは、新型の不法投棄監視装置を導入し、リアルタイムでの監視など、監視体制の強化を行っています。

(2) クリーン基金

一般廃棄物の排出量の抑制、リサイクルの促進及び一般廃棄物処理施設の整備を図るため、平成14年度に基金を創設しました。

11. し尿処理

本市のし尿処理事業は、昭和40年7月に日量36kℓの処理能力を有する吉橋処理場の完成と同時に開始されました。以後、八千代台、勝田台地域を中心に急激な人口の増加に伴い、処理量も増え、昭和51年3月に日量100kℓの処理能力を有する八千代市衛生センターを建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴うし尿くみ取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたことから、平成6・7年度に基幹改良工事を行い、処理能力を日量40kℓに、また処理方式を標準脱窒素処理方式に変更し、し尿処理施設の整備、充実を図ってきています。

最近の収集状況については、公共下水道整備等の要因により、一般家庭の収集量は減少していますが、宅地開発の状況などから、仮設トイレ等従量制・浄化槽汚泥の収集量は増加傾向にあります。

(1) し尿処理状況

年度	処理人口			収集処理量	
	下水道	し尿浄化槽	くみ取り	生し尿	浄化槽汚泥
25	175,112人	17,007人	1,213人	1,793kℓ	8,935kℓ
26	176,768人	16,543人	1,127人	1,798kℓ	9,073kℓ
27	177,860人	16,471人	1,040人	1,501kℓ	9,308kℓ

※外国人登録を含む。

(2) し尿収集量及び作業件数

し尿収集運搬は、(公財)八千代市環境緑化公社に委託して実施しており、作業を円滑に行うため収集伝票方式を採用しています。

年度	人頭制		従量制		作業件数計	集計量計
	件数	量	件数	量		
25	4,667件	839kℓ	3,223件	954kℓ	7,890件	1,793kℓ
26	4,190件	829kℓ	3,077件	969kℓ	7,267件	1,798kℓ
27	3,783件	703kℓ	2,913件	798kℓ	6,696件	1,501kℓ

(3) し尿処理手数料

し尿処理手数料は、一般家庭については人頭制（人数）を、事務所や店舗などは従量制によって徴収しています。

- ・し尿処理手数料及び浄化槽汚泥搬入手数料

人 頭 制	従 量 制
<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理手数料 (作業1回につき) 	<ul style="list-style-type: none"> (くみ取った量により) 店舗、事業所、学校等 10ℓにつき60円 仮設便所で臨時収集 10ℓにつき100円
<ul style="list-style-type: none"> 1人 ～ 2人 510円 3人 ～ 4人 810円 5人 ～ 6人 1,120円 7人以上 1,420円 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽汚泥搬入手数料 浄化槽汚泥 100ℓにつき110円

従量制は、上記の手数料の額に消費税相当額を上乗せした額とし、その額の10円未満の端数は切捨てます。

(4) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、八千代市衛生センターで処理しています。処理方法は、標準脱窒素処理方式と凝集分離方式の組み合わせにより1次処理、2次処理及び高度処理を経て放流しています。

- ・八千代市衛生センターの概要

所 在 地	大和田新田584番地1
敷 地 面 積	11,555㎡
建 物 面 積	1,909㎡
緑 地 面 積	6,515㎡
周 辺 の 状 況	工業地域
竣 工 年 月	平成8年3月（改修）
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式+凝集分離方式
処 理 能 力	40kℓ/日
放 流 先	新川